令和８年１０月６日

群馬県(中西毛交通圏：高崎市等）で軽自動車タクシーの運行が始まります。

この度一般社団法人群馬県タクシー協会では、軽自動車タクシーの導入に関し、国土交通省へ意向の申し出を行いました。
昨今の運転者不足を解消するため、小回りの利く軽自動車を導入することでタクシー乗務へのハードルを下げ、新たな人材を確保することを目指しております。

●運行開始日
国土交通省より地域指定の公示がされた後、運行開始となります。

●申請地域
中西毛交通圏（高崎市、前橋市、伊勢崎市、安中市、富岡市、藤岡市、玉村町、甘楽町、下仁田町、神流町、上野村、南牧村、榛東村、吉岡町）

●適用運賃
「普通車」と同一の運賃（初乗 1.237 ㎞ 600 円、以後 239m100 円）を適用

●乗車定員
車両の乗車定員は４名となるため、お客様は３名までご乗車できます。

●導入車両の基準
① セーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）ベーシック以上の機能を有した車両
②ドライブレコーダーを搭載した車両

●今後について
運行開始の日程が決まり次第、お知らせいたします。また今後、地域拡大の予定がありましたら順次お知らせいたします。
※軽自動車タクシーの導入状況はタクシー事業者ごとに異なります。
詳しくはお近くのタクシー事業者又は一般社団法人群馬県タクシー協会へお問い合わせください。

◆軽自動車タクシーに関するお問い合わせ先
一般社団法人群馬県タクシー協会　TEL： 027-212-0871